



ENERGY
OF
PEACE
ひろしま



資料提供

令和7年9月11日

課名：広島県商工労働局
雇用労働政策課
担当者：倉田
内線：3423
直通電話：082-513-3422

もしかして我が社も関係ある?! 最初の一步のヒントが得られます 「障害者雇用理解促進セミナー」9月16日開催

障害者雇用においては、令和8年7月に法定雇用率の引き上げ(2.5%⇒2.7%)のほか、従業員規模の小さい企業も障害者雇用義務の対象となります(常雇用労働者数40人以上⇒37.5人以上)、何から手をつけていいか困っている企業様の声も聞かれます。

そこで県では、まだ障害者雇用をしたことがない企業等をメインターゲットに、制度の内容や雇用市場の現状などの周辺環境や、実際に雇用を検討する際のヒントになる、障害のある方の特性やどんな仕事を任せられるのか、また支援機関の情報など、基本からわかりやすくお伝えする企業向けオンラインセミナーを、令和7年9月16日(火)に開催します。

労働力人口が減少するなか、障害のある方も含めた多様な人材が働きやすい職場環境を整備し、ダイバーシティ経営を目指すことは、これからの企業の持続的な成長に欠かせない視点です。障害者雇用の定着が図られ、企業も従業員も幸せになる職場環境づくりを県内企業の皆様に行っていただくため、ぜひ県内企業の皆様への周知と、取材をお願いします。

【講演・講師紹介】

「障害の特性と仕事の作り方」

広島障害者職業センター 主任障害者職業カウンセラー

せいけ たかふみ

清家 隆史 氏

就職や職場復帰を目指す障害のある方への相談等支援サービスの提供や、障害者雇用を検討する事業主への雇用管理全般の支援を行う広島障害者職業センターから、事例を交えてお伝えします。

【日時】

2025 (R7) 年9月16日(火) 13:30~15:00

【方法】

オンライン (ZOOM ミーティング)

※アーカイブ動画配信予定あり

【タイムスケジュール】

(予定タイム)	所要時間	内容	詳細 (予定)
13:30~13:35	5分	はじめに	
13:35~14:35	60分	講演	(講演内容) ・障害のある求職者像 ・障害者雇用率制度 ・精神障害・発達障害の特性と職業的課題 ・「職務創出」について
14:35~14:45	10分	質疑応答	事前に参加企業からいただいた質問、セミナー中のチャットでの質問などを司会が講師とやりとり 「障害のある従業員が嘘をつく?」「正社員登用したとたんに無断欠勤が続く?」など、企業人事担当者が直面した悩みについて取り上げる予定です。
14:45~14:55	10分	支援機関や県の取組紹介	(紹介内容) ・障害者就業・生活支援センター (ナカポツ) ・特別支援学校就職サポート隊ひろしま ・福祉サービスについて ・広島県障害者雇用優良事業所表彰
14:55~15:00	5分	おわりに	

【詳細・申込方法】

次のサイトから電子申請システムでお申込みください。

参加用 ZOOM ミーティング URL を即時発行しますので直前まで申込可能です。

アーカイブ動画配信のお申込は、12 月下旬までお受けする予定です。

■広島県雇用労働情報サイトわーくわくネットひろしま

＞障害者雇用理解促進セミナー

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/syogaisya-seminar-r7.html>

【取材に係るお願い】

・取材いただける場合は、令和7年9月12日（金）までに、報道機関名、取材者名、オンライン又は会場の別をメールによりご連絡ください。

・講師に取材をしたい場合、当日 15:00～15:30 の間で取材対応いたしますので、事前にお知らせください。

・オンラインで取材をお申込みの場合は、9月16日（火）10時に URL を提供しますので、当日は各社 ZOOM 入室をお願いします。

・会場で取材をお申込みの場合は、司会が配信を行う県庁東館の会場をご案内しますのでお越しく

《連絡先》 広島県商工労働局雇用労働政策課 syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

【参考】県の取組紹介サイト

■障害者の雇用を検討する事業主の皆様へ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/wn500714.html>

障害者雇用 理解促進セミナー

参加無料
オンライン開催

＼ご存じですか？／

- ✓ 令和8年7月に法定雇用率が引き上げられます！（2.5%→**2.7%**）
- ✓ 従業員規模の小さい企業も、障害者雇用義務の対象となります！
（常用雇用労働者数40人以上→**37.5人以上**）

例えば…

従業員数38人の企業は、障害者を1人以上雇用する必要があります！



法定雇用障害者数（雇用しなければならない障害者数）
＝（常用雇用労働者＋短時間労働者×0.5－除外率相当数）×法定雇用率



障害者雇用の制度が変わるといっても、何から手を付けていいか、困っていませんか？
このセミナーでは、障害のある方の特性やどんな仕事を任せられるのか、また支援機関等の情報など、
基本からわかりやすくお伝えします。ぜひご参加ください！

日にち **2025年9月16日** 火
時間 **13:30～15:00**

オンライン（Zoom）開催
（アーカイブ動画配信あり）

講演

障害の特性と仕事のつくり方

講師 広島障害者職業センター

主任障害者職業カウンセラー **清家 隆史 氏**



雇入れから雇用管理まで「ともに働く」をテーマにサポートします。

お申込み・お問い合わせはこちら

県サイトから、電子申請システムでお申込みください。
参加用ZoomミーティングURLを即時発行します。

🔍 広島県 障害者雇用理解促進セミナー



【主催・問合せ先】広島県商工労働局雇用労働政策課

電話：082-513-3424 Mail: syokoyou@pref.hiroshima.jg.jp

【共催】（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構広島支部 広島障害者職業センター